

○遠賀町配食サービス事業実施要綱

平成12年3月31日要綱第4号

改正

平成16年3月29日告示第24号

平成23年6月23日告示第45号

平成28年3月3日告示第19号

遠賀町配食サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、在宅の要介護高齢者等に対し、ボランティア等の協力を得て配食サービスを提供することにより、これらのものの自立と生活の質の確保を図るとともに、介護者の身体的、精神的な負担の軽減をはかることを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業の対象者は、遠賀町内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) おおむね65歳以上の在宅単身世帯、又は、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯の者
- (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者手帳の交付を受け、その等級が1、2級の者
- (3) 療育手帳制度の実施について(昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知)第3条第1項第1号に定める重度の障害を有する者として療育手帳「A」の交付を受けている者
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に定める障害等級が1、2級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(実施主体)

第3条 この事業の実施主体は、遠賀町とする。ただし、事業の運営の一部を社会福祉法人又は民間事業者へ委託することができるものとする。

(利用者の決定)

第4条 本事業の利用を希望するものは、配食開始日の2週間前までに別に定める「配食サービス利用申請書」(様式第1号)を町長に提出するものとする。

2 町長は事業の利用の申請があった場合には、当該対象者についてその必要性を調査し、利用の決定を行うものとする。

3 町長は、前項の決定を受けた者(以下「利用者」という。)を登録する。

(配食サービスの内容)

第5条 配食サービスは、週6回とし、夕食を配食するものとする。

2 配食サービスを受けた利用者は、委託業者等に利用者負担金を支払うものとする。

(委託業者への通知)

第6条 町長は、利用者を決定したときは、遅滞なく委託業者に通知し、委託業者は、その通知に基づき配食サービスを実施するものとする。

(届出)

第7条 利用者は、次の各号に掲げる事由が生じた場合は、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

- (1) 利用者が死亡したとき。
- (2) 利用者が町外に居住することとなったとき。
- (3) 利用者が在宅でなくなったとき。
- (4) 利用者の住所・氏名が変わったとき。

(費用負担)

第8条 本事業の実施に要する費用は、次の各号に定めるとおり遠賀町と利用者が負担するものとする。

- (1) 利用者は、1食につき400円(おかずのみの場合は350円)を負担するものとする。
- (2) 遠賀町は、配食に要した経費から利用者が支払った負担額を控除した額を支払うものとする。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月29日告示第24号)

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成23年6月23日告示第45号）

この告示は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成28年3月3日告示第19号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

様式（省略）